

はしがき

本書は、平成 22 年度改正で措置された「グループ法人税制」に関して、質問と回答という形で、全体像の説明をさせていただくとともに、鼎談によって、論点と実務対応の説明をさせていただいております。

「グループ法人税制」に関しては、その基本的な考え方や仕組みが分かり難く、納税者や税理士の皆様方に十分に理解されているとは言えない状況にあるように思われます。

特に、個人が株式を保有している中小企業においては、そもそも「グループ法人税制」の適用があること自体を認識していないというケースが見受けられます。「グループ法人税制」は、法人が他の法人の株式を保有している場合だけでなく、個人とその親族が複数の法人の株式を保有している場合にも適用されることとなります。この「親族」は、6 親等の血族と 3 親等の姻族にまで及ぶ非常に広範なものとなっています。税務調査において、「グループ法人税制」の適用が問題となるのは、多くの子会社を持つ大企業であるよりも、むしろ、個人とその親族が複数の法人の株式を保有する状態となっている中小企業となる可能性もあると考えられます。

この「グループ法人税制」に関しては、これをうまく生かせば大きなメリットを得られる一方で、その適用を誤って大きな損失を被ったり、また、その適用があることを知らないまま大きなメリットを得る機会を失ったりするということが起こるおそれがあると考えられます。

このような事情に鑑みて、本書においては、「グループ法人税制」に関して、著者が「書いてもよい」と思うことを書くという観点ではなく、読者が「知りたい」と思うことを書くという観点に立って、質問と回答の部と鼎談の部の双方において、極力、丁寧に記述を行うことを心掛けています。

また、本書においては、「グループ法人税制」のベースとなっている

組織再編成税制・資本等取引税制と連結納税制度の創設時まで遡って、これまであまり明らかになっていなかったこれらの立法の経緯等にも触れ、近年の「グループ」に関する税制をその起源から説き起こしています。

このため、本書は、「グループ法人税制」の解説書に止まらず、組織再編成税制・資本等取引税制と連結納税制度について、読者の皆様方に他の類書には無い深度のある解説をお示しさせていただくものとなっていると考えています。

本書が僅かなりとも読者の皆様方のお役に立つようであれば、幸いです。

最後に、日々の業務に忙しい中で貴重な時間を割いていただいた各執筆者の皆様方と本書の出版にご尽力をいただいた法令出版の皆様方に、改めて御礼を申し上げます。

平成 23 年 3 月

執筆者・鼎談者を代表して
日本税制研究所 代表理事
税理士 朝長 英樹